

熊本市「土木工事における週休2日工事」実施要領の改定について主 な改定概要

1. 熊本市「土木工事における週休2日工事」実施要領

(1)「週休2日交替制」の導入について

週休2日制の対象工事について、既に導入している「週休2日(現場閉所型)工事」に加えて「週休2日(交替制)工事」を追加

(2)「週休2日工事」について

1)週休2日(現場閉所型)工事

熊本市が発注する全ての土木工事(土木工事標準積算基準書に基づく工事)及び港湾工事(港湾請負工事積算基準に基づく工事)のうち、原則として下記2)に該当する工事を除いたすべての工事を対象。

2)週休2日(交替制)工事

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な以下の工事を対象とする。

- ① 工期や作業工程に制約がある工事
- ② 緊急を要する工事(災害復旧工事など)
- ③ 施工箇所が点在する維持補修工事(道路維持補修委託など)

なお、応急工事(緊急随契を行うような工事)は週休2日工事の対象外とする。また、「施工箇所が点在する維持補修工事(道路維持補修委託など)」とは、土木工事積算基準書にて積算がなされ、同基準書で工程を算出し工期を設定した点在工事等を対象とする。

(3)実施方法について

1)契約後速やかに受注者が週休2日の実施の有無を書面協議し、決定する。

2)当初現場閉所型で発注した工事においては着手前の協議にて交替制に変更可能(現場閉所型→交替制(○))。ただし、当初交替制で当初発注された工事の現場閉所型への変更は不可(交替制→現場閉所型(×))。なお、現場閉所型から交替制に変更した場合、減額変更となります。

3)提出書類

現場閉所型:休日(現場閉所)取得計画実績表

交 替 制 :休日取得状況表

6)確認方法

受注者は、実施報告として、毎月、休日取得を取りまとめた書類を監督員に提出する。監督員は、休日を確認する根拠資料として、既存の資料等※1(休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)の提示を求め、休日の状況を確認する。

※1 :働き方改革の目的より、受注者の負担を増加させないため既存資料の提示とする。

7)経費補正

現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、請負代金額を減額変更するものとする。

8)対象期間

着工届提出日から工事完成日までの期間

2 別紙関係

(1) 別紙1 特記仕様書の記載例

記載例に「週休2日(交替制)工事」を明示。

(2) 別紙2 休日(現場閉所)取得計画実績表

実績表に月毎の確認欄を追加。

(3) 別紙3 休日取得状況表(交替制)

休日取得状況表(交替制)の様式を新規に追加。

(4) 別紙4 標示板の例

土木工事共通仕様書(令和5年9月) 1-1-28 施工管理 3. 標示板 図.1-1 と整合。

(5) 週休2日試行工事における Q&A

週休2日(交替制)工事の Q&A を追加。

(6) 別表1 土木工事における間接工事費等の補正

土木工事標準単価の補正係数及び週休2日(交替制)工事の内容を追加。

(7) 別表2 港湾工事における間接工事費等の補正

週休2日(交替制)工事の内容を追加。